

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 2 2 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 7 年 3 月 2 4 日)

○開催日時 令和 7 年 3 月 2 4 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 別海町農業委員会会長専決規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 職員に事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について |

○出席委員（23名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	9番	木	幡		誠
10番	佐々木			實	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（4名）

4番	阿	部	浩	5番	石	森	裕	治
8番	山	田	良雄	11番	竹	花	智	子

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

16番	石	田	昌	樹	17番	及	川	哲	夫
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第33条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席1.6番 石 田 昌 樹 ⑩

議席1.7番 及 川 哲 夫 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 1 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 22 回農業委員会総会を開会いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開会させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、4 番阿部委員、5 番石森委員、8 番山田委員、11 番竹花委員の 4 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。16 番石田委員、17 番及川委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は 1 件の報告がありました。農地法第 2 条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 議案第1号

○議長(信夫会長)

日程第2 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(川原主任)

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]。解約する土地、[]ー[]外[]
[]筆、計[]m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年7月31日から令和7年7月30日まで。合意解約成立の日、令和7年3月5日。土地の引渡しの時期、令和7年3月5日。

第2号、貸人、[]ー[]、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]。解約する土地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年3月28日から令和11年3月27日まで。合意解約成立の日、令和7年3月5日。土地の引渡しの時期、令和7年3月5日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして、知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 3 議案第 2 号

○議長(信夫会長)

日程第 3 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]- []、[]。譲受人、[]番地、[] [] []。許可を受けようとする土地の表示、[]- []外 []筆、計 [] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は約 []円で、1 ヘクタール当たり約 []円となっています。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の []、[]。借人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]- []外 []筆、計 [] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は年間 []円で、1 ヘクタール当たり約 []円となっています。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[]- []

■■■■、■■■■。借人、■■■■番地の■■■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■－■■■■、■■■■m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は年間■■■■円で、1ヘクタール当たり約■■■■円となっています。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。第1号につきましては14番市川委員、第2号につきましては24番岡崎委員、第3号につきましては18番小島委員。

それでは、第1号につきまして、14番市川委員 お願いします。

○14番 市川委員

はい、御説明いたします。■■■■さんの農地ですが、一時は近隣の農家の方が引き受ける話になったのですが、農地と施設の値段の折り合いが付かなくて、本人が売買先を探して買い取って貰う話になってます。また、その土地は羊の放牧で利用するそうです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第2号につきまして、24番 岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。本件は■■■■さんの経営規模拡大による案件ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第3号につきまして、18番 小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、■■■■さんと■■■■さんの5年間の賃借案件となります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

14番市川委員

○14番 市川委員

譲受人の■■■■さんは食肉馬をやっている方ですので、補足します。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第4 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第4 議案第3号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第3号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転が2件、利用権の設定が3件となっております。

内容につきまして、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする土地、所有権の移転をする者、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

所有権の移転から朗読いたします。

第1号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - []、計[]㎡。所有権の移転をする者、[] - []、[]。所有権の移転時期、令和7年3月25日、対価、[]円。対価の支払い期限、令和7年11月30日。当事者間の法律関係、売買。調整委員 佐々木委員、市川委員。

第2号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - []外[]筆、計[]㎡。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転時期、同上、対価、[]円。対価の支払い期限、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、同上。

続いて利用権の設定です。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[] - []外[]筆、計[]㎡。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。始期、令和7年4月30日。終期、令和12年4月29日。借賃、年間

ます。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして、原案のとおり決定します。

◎日程第5 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり、次のとおり「令和7年度最適化活動の目標設定等」を策定する。

本議案説明前に農業委員会による最適化活動の目標設定についての基本的な考え方について説明させていただきます。

農業委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保することが必要となります。このため、農業委員会は毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、決定後速やかに北海道農業会議へ通知し4月末までにインターネット利用その他適切な方法で公表するとともに、北海道、町、農地中間管理機構に報告するものとなっています。

それでは議案について説明させていただきます。

15ページをご覧ください。こちらに関しましては農業委員会の状況といたしまして、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要となっております。こちらについては農業委員会の調査及び農林業センサス2020に基づいて記入しております。

続いて16ページをご覧ください。「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。こちらに関しましては、令和7年度の最適化活動の目標を設定しお諮りするものです。目標設定につきましては成果目標と活動目標の2種類となっております。成果目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進と項目が分かれております。活動目標については、各農業委員等が最適化活動を行う日数目標、最適化活動の強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標の項目となっております。はじめに1の（1）農地の集積についてですが、①の現状及び課題については、（A）は現状の農地面積、（B）

のこれまでの集積面積、集積率の数字は、令和５年度の最適化活動の点検評価での実績の面積となっております。②の目標の上段目標年度と集積率は、令和５年８月に改正を行った「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」での令和８年度の目標の集積率としており、「今年度の新規集積目標」は、指針の令和８年度の目標の集積面積６５，８９５ｈａと現状の集積面積６４，６４２ｈａとの差１，２５３ｈａを残り２年で達成する計算で÷２として６２７ｈａとしております。

なお、目標の集積面積である６２７ヘクタールを加えた令和７年度末の集積率の目標は１０３．３％としております。

次に（２）遊休農地の解消の項目ですが、現状遊休農地は発生しておりませんので、前年度と同様の目標なっています。

なお、令和３年度時点では黄区分とされている遊休農地が６．３ヘクタール発生していましたが、現在は解消されています。

次に１７ページの上段、（３）新規参入の促進の項目です。①の現状としては、令和６年度新規参入者は２経営体、経営面積は１７０．２ヘクタールとなっています。課題については、前年度と同様の記載にしています。

②目標につきましましては過去３年間の権利移動面積を記載しております。３年間の権利移動面積の平均値として６，９０２．４ヘクタールとなっています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、※２に記載のとおり、目標面積は過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上を記入となっていることから、平均値の６，９０２．４ヘクタールの１割以上である６９１ヘクタールとしております。

２の最適化活動の目標、（１）推進委員（農業委員）等が最適化活動を行う日数目標の項目については、最適化活動の点検・評価の点数が得られる最低基準が６日であることから目標についても６日としています。

（２）の活動強化月間の設定目標については、毎年度、活動強化月間として３か月以上を設定することを目標として設定するものとされており、前年度と同様で、畑評価が始まる４月からあっせん会議が多く行われております６月までを活動強化月間とさせていただいております。

最後に、（３）新規参入相談会への参加目標についてです。農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に１名以上参加することを目標として設定するものと記載されていることから、今年度に関しても、会長が出席する酪農研修牧場入所式への参加について記載しています。

今回、設定した目標については、令和７年度の実績を踏まえ、来年度の令和８年５月総会において点検・評価についてお諮りすることとしています。

以上で議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第４号の事務局説明が終わりました。この案件につきましましては目標設定等に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ござい

ませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり改正することに決定します。

◎日程第6、7、8 議案第5号、議案第6号、議案第7号

○議長(信夫会長)

日程第6 議案第5号「別海町農業委員会会長専決規程の一部を改正する訓令の制定について」、日程第7 議案第6号「職員に事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び日程第8 議案第7号「別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」の3件は、関連がありますので、一括して議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(川畑事務局長)

議案第5号、議案第6号、議案第7号を一括して説明させていただきます。議案書18ページをお開きください。

議案第5号、別海町農業委員会会長専決規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農業委員会会長専決規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

議案書21ページをお開きください。

議案第6号、職員に事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令の制定について。職員に事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

続いて議案書22ページをお開きください。

議案第7号、別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

以上3件は訓令の本文朗読は省略させていただいて、議案資料で説明させていただきます。議案資料14ページをお開きください。

まずはじめに今回改正する規程の改正概要を説明させていただきます。農業委員会の決定事項は基本的に全て総会の議決が必要となりますが、総会において会長又は事務局長が専決出来る事項を定めた場合、総会を経ずに専決によりその項目を決定出来るとされています。今回の改定は、国及び北海道

の各種事務処理要綱等において、専決出来る事項が定められているものや、事実確認等で実体的判断を伴わないことから、専決出来る事項を追加するものです。また、この改正により、専決出来る事項を明確にするとともに、事務の効率化と届出から決定までの期間の短縮を図るものです。

それでは14ページの農業委員会専決等各種規定新旧比較をご覧頂きたいと思います。表の上段左「旧」と書かれているものが改正前、「新」と書かれているものが改正後、「専決区分」が専決する者、「総会報告の有」が専決後に総会報告が必要なもの、「無」が専決後に総会報告が不要なもの、備考欄の「変更なし」は元々専決規程にあったもの、「新規」が今回追加した事項、「一部委任規程より」や「事務局規定より」は他の規程から変更したものとなります。

はじめに表の左二行目の「農業委員会会長専決規程」の名称については、事務局長の専決事項を追加したことから名称を「農業委員会専決規程」としております。次の行から改正項目のうち「新規」として追加する事項の大半が国及び北海道の事務処理要綱等で専決出来ると規程されている事項ですので、各項目毎の内容の説明は省略させていただきます。また、「専決区分」、「総会報告」についても国及び北海道の要綱に基づくものとなります。ただしですね、次は15ページをお開きください。15ページ中段の「新」の列の下から5行目の「6 農業経営基盤強化促進法第12条、第13条」これはですね、農業経営改善計画いわゆる認定農業者の認定に係る農業委員会の意見聴取と、次の「7 農業経営基盤強化促進法第14条の4、第14条の5に基づく意見聴取」については、国及び北海道に専決の規程はありませんが、町からの意見聴取が元々関係機関による認定会議で認定していたものが文書協議に変更になったもので、基盤強化法において町の構想に照らして適切なものであるかが認定要件でありますので、実体的判断が伴わないものとして専決事項に追加するものです。

また、会長専決規程には、農業委員会の意見を代表する事項を事務局長専決規程には形式的なもので、実体的判断が伴わないものを専決出来る旨や専決事項の制限として、重要又は異例な事項、将来先例となる恐れがある事項、法令の解釈に疑義がある事項、紛争・論争等がある事項については、専決出来ない旨を追加しております。なお、今回の改正により総会の報告事項が増えることが想定されますが、総会報告に当たっては簡略な報告等により総会時間の短縮に努めていきたいと思っております。

議案第6号の「職員に事務の一部を委任する規程」は、今説明しました通り、農業委員会会長専決事項の一部を変更する改正、議案第7号については、事務局規程についても同様に、専決規程に事務局長専決規程を変更させることに加えて、事務局規程に主任に係る規程が無かったことから、今回追加することや事務分掌の整理としまして、廃止した農地銀行の削除や基盤強化法に関すること、農地保有合理化事業に関すること、農地中間管理事業に関することを、農用地の権利移転に関することに含まれることから削除・整理す

るものです。以上で議案第5号、第6号及び第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第5号、議案第6号及び議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第5号、議案第6号及び議案第7号につきまして、一括して質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第5号、議案第6号及び議案第7号につきまして採決に入りたいと思います。初めに議案第5号の採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして、原案のとおり制定することに決定します。続きまして、案第6号の採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして、原案のとおり制定することに決定します。続きまして、案第7号の採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして、原案のとおり制定することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第22回総会を閉会します。